

「避難計画作成要領」（案）

【作成の趣旨】

今般の福島第一原子力発電所の事故を踏まえると、住民避難はこれまでのEPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲：原子力発電所のめやす8～10km）を越えた広域避難となったこと、また、去る11月17日に開催された原子力安全委員会です承された原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方においては、これまでのEPZに代えて、急速に進展する事故等を考慮し、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域として概ね5km圏内をめやすとするPAZ（予防的防護措置を準備する区域）と、環境モニタリング等の結果を踏まえ、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域として概ね30km圏内をめやすとするUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）が設けられたことから、今後は、原子力施設から30km圏外へ広域避難することを念頭に避難対策を検討する必要がある。

また、自然災害と原子力災害の複合災害を想定し、情報通信が途絶し、時間的余裕がない中、速やかに避難誘導等を行うことが求められる。

このことから、万々に備え、住民等に対する避難指示の伝達、避難誘導等の主体となる市町村が、災害の初動時に的確かつ迅速に避難対策が実施できるよう、市町村が避難計画を策定する際の手引きとなる避難計画作成要領を作成するものである。

避難に際し、市町村は、避難先、避難手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要があることから事案が発生してからではかなりの時間を要することになる。このため、この避難計画作成要領に基づき、あらかじめ避難単位毎の避難計画を作成しておくことが望ましい。また、避難計画作成に当たっては、事前に定めることができる事項（避難対象地域の基礎データ（人口など）、避難先、避難経路等）をデータベース化し準備するなど工夫することも考えられる。

なお、この避難計画作成要領は、国による防災指針等の見直し検討に応じて、随時、見直すものとする。

【避難計画作成要領作成に当たっての検討事項】

1 避難実施までの流れ

実際に災害が発生した場合、市町村は、国、県、事業者及び防災関係機関とと

もに、オフサイトセンターに参集し、原子力防災対策の検討を行うこととなる。

原子力緊急事態宣言が発出されると、オフサイトセンター内に合同対策協議会が組織され、関係機関からの交通規制の状況、公共交通機関の運行状況等の情報や市町村の情報をもとに、避難に関する措置の実施に向けた検討が行われ、避難指示に向けた具体的な項目についての調整を市町村と行うこととなる。

2 複合災害時を想定した対応

地震・津波等による災害と前後して原子力災害が発生するいわゆる複合災害の場合は、県及び市町村は、地震・津波対策のためオフサイトセンターに活動要員を派遣することが困難になることが想定されることから、オフサイトセンター及び原子力災害対策本部間の連絡が確保できる体制を維持することが重要となる。

3 P A Z、U P Zの設定後の対応

P A Z圏内の住民等は、緊急事態発生時速やかに避難することが必要であることから、予め、避難先、避難経路、避難手段、住民等への情報伝達のあり方などについて避難計画に位置付けるなど、地域住民との情報共有が必要となる。

また、U P Z圏内の住民等の避難は、環境モニタリングの継続的な実測値に基づいて判断されることとなることから、避難対象地区ごとに、避難先、避難経路、避難手段、住民等への情報伝達のあり方などについて、P A Zの場合と同じく、避難計画に位置付けるなど、地域住民との情報共有が必要となる。

※ 現在国において検討されている考え方

P A Z（予防的防護措置を準備する区域）は、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域であり、今後、緊急事態区分（現行の10条、15条事象に相当するもの）を国において検討し、それを決定するための判断基準（E A L：緊急活動レベル）を事業者が決めることとしている。予めE A Lを策定し、万一の際には、このE A Lに基づいて、緊急事態区分を事業者が判断し、住民等への迅速な情報連絡システムが構築される必要がある。

U P Z（緊急時防護措置を準備する区域）は、環境モニタリング等の結果を踏まえた判断基準（O I L：運用上の介入レベル）、E A L等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であり、O I Lは国が予め策定することとしている。また、そのための環境モニタリング体制の整備は国が主導的に行うこととされているところである。

今後、P A Z、U P Zを踏まえた避難の具体的な意思決定手続について、検討が進められ、具体的な基準等が示された時点で、改めて、整理することとする。

4 経路地点の検討

避難経路や輸送手段が限られている中で、短時間で効率的にできるだけ

多くの住民を避難させることができるよう、避難元市町村から避難先市町村までの移動距離や市町村が保有するバスの数などの個別具体的な状況、避難の緊急性等に応じ、避難対象地域外で避難経路の中間となるような場所に経由地点を設けることを検討する。

5 避難誘導中のモニタリング

避難者の安全確保のため、避難誘導中のモニタリングについて職員等が測定・判断できるよう、平常時から資機材の整備、職員の教育、訓練の体制整備を図ることについて検討する。

6 市町村の現状把握

迅速かつ円滑な避難住民の誘導を行うためには、住宅地図、道路網のリスト、避難先市町村の避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備しておく必要がある。基礎的な資料は、万が一の時に直ちに使用できるようにしておくことが重要である。

【基礎的資料】（参考）

住宅地図（住宅の状況、世帯数など人口データ）

道路網のリスト（避難経路として想定される高規格道路、国道、県道、市町村道等の道路位置）

輸送力のリスト（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）

避難施設のリスト（避難住民の収容能力、附帯設備、住所、連絡先等）

備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者名・連絡先）

関係機関の連絡先一覧、協定（連絡先、地図、協定関連書類等）

町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧（代表者・代理者の自宅及び勤務先の連絡先等）

災害時要援護者避難支援プラン（災害時要援護者情報の把握、避難支援者や担当している介護保険事業者名等）

7 避難計画の周知・啓発

避難計画の全体像が分かるように、日頃から避難所、避難方法、屋内退避の方法等に関する住民への周知に努める。また、避難計画に基づく避難訓練を定期的に実施し、住民が自らとるべき行動を理解できるような取組を市町村とともに実施することについて検討する。

【避難計画作成要領に定める事項及び留意点】

①避難指示の内容

②避難に際して伝達すべき事項

(事故の状況、住民が取るべき対応、今後の進展予測等)

③避難の概要

(避難対象地域、避難先、避難方法、避難開始時間など)

避難先での地域コミュニティを考慮した避難実施単位とする。

具体的には、避難が必要な地域の住所を明示するとともに、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な実施単位を記載する。

避難先の住所及び施設名を具体的に記載する。

④関係機関の状況

(公共交通機関の状況、交通規制情報、立入制限情報、治安確保対策情報など)

⑤避難者数(避難単位毎)

(地区名、避難者数、災害時要援護者数など)

⑥一時集合場所、避難施設

(避難先地域、避難先施設、施設所在地、施設連絡先、担当者氏名・連絡先など)

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

避難先の住所及び施設名を具体的に記載する。

※広域避難を前提とした広域的な応援体制の構築が必要。予め、避難先については、避難先市町村と調整を行うことが必要。

避難先での救護所の設置、スクリーニング体制の確保のための調整が必要。

⑦避難手段

(鉄道、バス、船舶、自家用車の別、避難手段の考え方、災害時要援護者への対応など)

バス等による集団避難を前提として実施する。

(但し、自家用車による避難の場合については、別途、検討が必要である。)

⑧避難経路

(使用する道路名、交通規制情報など)

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等避難誘導の詳細を具体的に記載する。

⑨避難誘導方法

（避難施設への避難方法、災害時要援護者の避難方法）

病院入院者、福祉施設入居者などの災害時要援護者等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

原子力災害の場合、災害時要援護者の中でも特に子どもへの影響が大きいことから、子どもへの対応方法を記載する。

帰宅困難者、旅行者への対応方法についても記載する。

⑩対応要員の配置計画

（配置場所、人数など）

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、対応要員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

また、避難生活が長期化することも想定し、交替体制を考慮した動員計画を作成すること。

⑪残留者への対応

（確認方法、確認開始時間、確認後の措置、確認終了時間など）

避難対象地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

⑫避難誘導時の食料の支給

（支給場所及び時間）

避難誘導中に避難住民へ、水、食料、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それらの支援内容を記載する。

⑬避難時の留意事項

（住民への伝達事項）

避難の長期化が考えられるものの、避難住民の誘導を円滑に実施できるよう貴重品など必要最小限の携行品、被ばくを避けるための服装について記載する。（避難所では、生活必需品の支給などがあること。服装は、上着、帽子、マスクを身につけ皮膚の露出を避けること。など）

⑭誘導に際しての留意事項（職員用）

避難誘導を行う職員等の心得、安全確保、服装等について記載する。また、避難者の安全確保のためモニタリング実施体制について記載する。

⑮緊急時連絡先

（対策本部の連絡先、職員間の連絡先）

○避難計画様式

避難計画				
				〇〇市町村長 月 日 時 分現在
1 避難指示の内容				
2 原子力緊急事態の概要				
緊急事態該当事象発生日時	平成 年 月 日 : (頃)			
発生場所				
被害状況				
放射線等の状況				
放射性物質の拡散予測				
気象状況 (現在)	天候 :	気温 :	風向 :	風速 :
気象状況 (避難時)	天候 :	気温 :	風向 :	風速 :
その他特記事項				
3 避難の概要				
避難対象地域				
避難先市町村				
避難方法				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
その他留意事項等				
4 関係機関の状況				
措置の状況	警察			
	消防			
	その他			
公共交通機関				
5 避難者数 (単位 : 人)				
地区名				合計
避難者数 (計)				
うち災害時要援護者数				
うち外国人等の数				
6 一時集合場所、避難施設				
6-1 一時集合場所				
避難対象地域				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先 (電話等)				

連絡担当者				
一時集合場所への交通手段				
その他留意事項等				
6-2 避難施設				
避難先市町村				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他留意事項等				
7 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 自家用車 ・ その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力配分の考え方				
その他の避難手段	災害時要援護者			
	その他（入院患者等）			
8 避難経路				
避難に使用する道路				
交通規制	実施担当機関			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
その他留意事項等				
9 避難誘導方法				
地区名				
一時集合場所への 避難方法	誘導の実施単位			
	交通手段			
	一時集合場所			
	集合時間	月 日 :		
	その他（誘導責任者等）			
避難施設への避難 方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先市町村			

	避難施設		
	避難開始日時	月 日 :	月 日 :
	避難完了予定日時	月 日 :	月 日 :
	その他（誘導責任者等）		
災害時要援護者等の避難方法	誘導の実施単位		
	災害時要援護者への支援事項		
	輸送手段		
	避難経路		
	避難先市町村		
	避難施設		
	避難開始日時	月 日 :	月 日 :
	避難完了予定日時	月 日 :	月 日 :
	その他留意事項等		
10 対応要員の配置計画			
配置場所			
人数			
担当業務			
連絡先			
11 残留者への対応			
確認対象地区			
確認者			
確認開始日時			
確認終了日時			
確認方法			
確認後の措置			
12 避難誘導時の食料の支給			
食事時間			
食事場所			
提供する食事の種類			
実施担当部署			
連絡先			
13 避難時の留意事項（住民への伝達事項）			
基本事項			
時期等の特性			
14 誘導時の留意事項（職員等用）			

基本事項	
モニタリング	
15 その他	
避難計画の住民への伝達方法	
避難計画の伝達先	
職員間の連絡先	別添電話番号表一覧
16 緊急時連絡先	
災害対策本部	電話： FAX：

附属書類

- 1 「避難単位毎の避難施設」
- 2 「電話番号表一覧」
- 3 「伝達先一覧表」

○避難計画様式への記載例

1 「避難指示の内容」の記載

最初に、現地対策本部長からの「屋内退避・避難の指示」の内容について記載することとなるが、内容が具体的で詳細な場合は、「別添のとおり」と記載し、添付することが考えられる。

避難計画（〇〇村〇〇地区）	
〇〇市町村長 月 日 時 分現在	
1 避難指示の内容	
<p>（例 1）</p> <p>1. 〇〇村の〇〇地区、〇〇地区の区域内の居住者等については、指示に従って避難すること。</p> <p>2. 〇〇村の〇〇地区、〇〇地区の区域内の居住者については、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。</p> <p>3. 上記以外の区域内の居住者等については、現時点では特別な行動を起こす必要はない。</p> <p>今後、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意するとともに、新たな指示が出された場合には、その指示に従うことが必要である。</p> <p>（例 2） 別添のとおり</p>	

2 「原子力緊急事態の概要」の記載

「事態の概要」については、国からの原子力緊急事態に係る公示の内容から判明している事項を記載する。また、SPEEDIの放射性物質の拡散予測や気象の状況等についても記載する。

※SPEEDIによる放射性物質の拡散予測に係る情報提供については、オフサイトセンター等から提供されるものとして記載している。

2 原子力緊急事態の概要	
緊急事態該当事象発生日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇（頃）
発生場所	〇〇〇〇（株）〇〇原子力発電所〇号機
被害状況	現在のところなし
放射線等の状況	排気筒モニタの値：異常なし 敷地周辺モニタリングポストの値：異常なし
放射性物質の拡散予測	〇〇月〇〇日〇〇：〇〇のSPEEDI予測図面、最大線量出現方向：北東（避難が必要な50mSvを超える地域は概ね北東方向5キロの範囲）（図面添付）

気象状況（現在）	天候：くもり 気温：20℃ 風向：東 風速：2m/s
気象状況（避難時）	天候：くもり 気温：17℃ 風向：南西 風速：2m/s
その他特記事項	原子炉冷却機能喪失

3 「避難の概要」の記載

「避難の概要」については、予め想定した避難の指示の内容を基本として、避難計画に基づいた内容を記載する。

※避難に関する大きな方針について記載するものとする。

3 避難の概要	
避難対象地域	〇〇村〇〇地区
避難先市町村	〇〇市
避難方法	一時集合場所である〇〇小学校へ集合し、〇〇市の〇〇小学校へバスで避難
避難開始日時	〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇
避難完了予定日時	〇〇月〇〇日 △△：〇〇
その他留意事項等	災害時要援護者については、支援者とともに自家用車で避難するものとする

4 「関係機関の状況」の記載

警察、消防、自衛隊などの関係機関の活動状況について関係機関と協議・確認した内容を記載する。

また、公共交通機関の運行状況などを確認した内容を記載する。

※ あらかじめ各機関の連絡窓口等の担当部署、連絡先を確認する必要がある。

4 関係機関の状況		
措置の状況	警察	〇〇から〇〇に至る主要交差点にて交通規制実施。避難対象地域及びその周辺において、パトロール実施中。
	消防	広報車等による住民への広報活動実施中。
	その他	
公共交通機関	〇〇線、運行停止。路線バス、運行停止。	

5 「避難者数」の記載

住民基本台帳や災害時要援護者リスト等を用いて、あらかじめ地区毎の避難者数を記載する。病院や社会福祉施設等がある場合には、入院患者数や入所者数につい

ても把握しておく必要がある。

※ 対象地区の基礎的データ（人口、世帯数、災害時要援護者の内訳等）はあらかじめ避難計画に記載しておくことができる事項である。

5 避難者数（単位：人）				
地区名	〇〇地区	△△地区		合計
避難者数（計）	200人	150人	—	350人
うち災害時要援護者数	20人	50人（住民・入院患者数）	—	70人
うち外国人等の数	5人	0人	—	5人

6 「一時集合場所、避難施設」の記載

「一時集合場所」、「避難施設」については、広域避難が基本となることから、あらかじめ調整した避難先市町村、地区毎の避難先施設の内容を記載すること。

※ 避難先市町村の避難所データについては、避難先市町村の調整後、避難元市町村に提供することとしており、避難元地区と避難先施設の調整は、避難元市町村が行うこととなる。このことから、避難先施設の内容はあらかじめ避難計画に記載することができる事項である。

6 一時集合場所、避難施設				
6-1 一時集合場所				
避難対象地域	〇〇地区	△△地区		
一時集合場所名	〇〇小学校	△△高校		
所在地	〇〇村■ ■	〇〇村× ×		
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
一時集合場所への交通手段	徒歩	徒歩		
その他留意事項等				
6-2 避難施設				
避難先市町村	〇〇市	〇〇市		
避難施設名	〇〇市総合体育館	〇〇小学校体育館		
所在地	〇〇市〇〇	〇〇市■ ■		
収容可能人数（人）	250人	180人		
連絡先（電話等）				
連絡担当者	避難先：〇〇	避難先：〇〇		
その他留意事項等	救護所設置済			

7 「避難手段」の記載

バス等による集団避難を原則として実施する。ただし、バス等が十分用意できない、避難するのに暇がない場合や集団避難が困難な災害時要援護者などは、支援者とともに自家用車を用いた避難を考慮するなど、「避難手段」については、予め地域の輸送力などを考慮し、検討すること。

※ 県は、避難手段について、指定地方公共機関を中心に調査をすることとしており、その内容については、資料編に記載することとしている。関係市町村においても、市町村が所有する車両や関係市町村内に所在する企業の車両状況について把握することに努める必要がある。

7 避難手段		
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 自家用車 ・ その他（ ）	
輸送手段の詳細	種類（車種等）	乗合仕様バス（普通）、観光仕様バス（普通・大型）
	台数	乗合仕様バス2台、観光仕様バス5台
	輸送可能人数/台	乗合仕様バス50人、観光仕様バス50人
	連絡先	〇〇観光：
輸送力配分の考え方	〇〇地区は、バス4台、△△地区は、バス3台で避難を実施する。	
その他の避難手段	災害時要援護者	集団避難が困難な者に対しては、支援者とともに自家用車による避難を実施する。
	その他（入院患者等）	避難先地域の病院と調整を行い、救急車等による搬送を行う。

8 「避難経路」の記載

「避難経路」については、あらかじめ検討した内容を記載する。交通規制について、どの程度の人数が必要か、また、どの程度の人数の配置が可能なのかを検討し、記載する。なお、検討に当たっては、地元警察等と連絡を密にして現実に対応可能なものとする必要がある。

8 避難経路		
避難に使用する道路	主要な避難道路は、〇〇市までは、県道〇〇線及び県道△△線、〇〇市から△△市へは、国道〇〇号、国道〇号とする。詳細は、別添地図のとおり。	
交通規制	実施担当機関	〇〇警察署、△△警察署
	規制に当たる人数	100人程度
	規制場所	速やかに避難させる必要があるため、警察では、主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。

その他留意事項等	
----------	--

9 「避難誘導方法」の記載

「避難方法」については、各市町村で、予め誘導の実施単位及びその実施単位毎の輸送手段、避難経路、避難先等を調整し記載する。また、災害時要援護者についても検討し、記載する。

※ 誘導責任者については、あらかじめ定めておき、万一の際の連絡方法、役割などについて周知を図る必要がある。

9 避難誘導方法			
地区名		〇〇地区	△△地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	町内会単位	町内会単位
	交通手段	徒歩	徒歩
	一時集合場所	〇〇小学校	△△高校
	集合時間	〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇	
	その他（誘導責任者等）	町内会長	自主防災組織の長
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	町内会単位	町内会単位
	輸送手段	バス	バス
	避難経路	「県道〇〇線」「国道〇〇号」（詳細は別添経路図参照）	「県道△△線」「国道〇〇号」（詳細は別添経路図参照）
	避難先市町村	〇〇市	〇〇市
	避難施設	〇〇市総合体育館	〇〇小学校体育館
	避難開始日時	〇月〇日 14：00	〇月〇日 15：00
	避難完了予定日時	〇月〇日 19：00	〇月〇日 20：00
	その他（誘導責任者等）	〇〇村職員〇〇	〇〇村職員△△
災害時要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	災害時要援護者の避難支援プランに基づいて個別に設定。	
	災害時要援護者への支援事項	災害時要援護者の区分に応じた対応を実施。	
	輸送手段	バス	
	避難経路	「県道〇〇線」「国道〇〇号」（詳細は別添経路図参照）	「県道△△線」「国道〇〇号」（詳細は別添経路図参照）
	避難先市町村	〇〇市	〇〇市

	避難施設	〇〇市総合体育館	〇〇小学校体育館
	避難開始日時	〇月〇日 12:00	〇月〇日 13:00
	避難完了予定日時	〇月〇日 18:00	〇月〇日 19:00
	その他留意事項等	集団避難が困難な者に対しては、支援者とともに自家用車により避難を実施する。	

10 「対応要員の配置計画」の記載

「対応要員の配置」については、避難先その他、避難経路、一時集合場所等に応じて、避難の要所、分かりづらいと考えられる場所に、職員、消防職団員等も考慮して実際に対応可能と考えられる人員数を決定し、記載する。

※ 職員等の配置計画については、あらかじめ配置場所、動員計画などについて検討して定める必要がある。

10 対応要員の配置計画	
配置場所	一時集合場所（2カ所）、避難先（2カ所）、主要な交差点（10カ所）
人数	28人（2人/（1カ所）×14カ所） ※配置図に氏名と連絡先を記載する。
担当業務	一時集合場所：避難者の確認 避難先：受入の準備、避難所周辺のモニタリング 主要な交差点：避難先への誘導
連絡先	

11 「残留者への対応」の記載

避難対象地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法（確認者、時期、完了予定日時等）を決定し、記載する。

※ 残留者の確認方法については、あらかじめ確認マニュアル（住宅地図、世帯構成がわかる資料、動員計画、担当する区域、確認の際の応答要領など）などを作成し定めておく必要がある。

11 残留者への対応	
確認対象地区	〇〇地区、△△地区
確認者	〇〇村職員、消防職団員（10名程度：誘導に当たらない職員等から割り当てる）
確認開始日時	〇〇月〇〇日（〇） 〇〇：〇〇開始
確認終了日時	〇〇月〇〇日（〇） △△：〇〇まで
確認方法	防災行政無線及び広報車による呼びかけ、戸別訪問

確認後の措置	残留者に対して、避難するよう求める。
--------	--------------------

12「避難誘導時の食料の支給」の記載

避難誘導中に避難住民へ、水、食料、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの内容を記載する。

※ 避難先市町村とは、食事の提供等について、あらかじめ調整等を行うことが必要である。

12 避難誘導時の食料の支給	
食事時間	避難誘導時には提供しない。避難施設到着後支給。
食事場所	〇〇市総合体育館（避難先施設）
提供する食事の種類	パン、牛乳
実施担当部署	〇〇市福祉部
連絡先	

13「避難時の留意事項」の記載

避難住民の誘導を円滑に実施できるよう貴重品など必要最小限の携行品、被ばくを避けるための服装等について記載する。

13 避難時の留意事項（住民への伝達事項）	
基本事項	避難時は、金銭・貴重品、運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、服用中の薬、非常持ち出し品等を携行するものとする。 服装は、上着、帽子、マスクを身につけ、皮膚の露出を避けること。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
時期等の特性	冬期においては、防寒にも留意すること。

14「誘導時の留意事項」の記載

職員等が避難住民を誘導するに際しての、心得、安全確保、服装等について記載する。

記載例では、職員が線量測定できることを前提に記載している。

14 誘導時の留意事項（職員等用）	
基本事項	職員は、冷静沈着に、毅然とした態度を保つこと。 防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場

	や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
モニタリング	避難誘導中、定期的に測定し、測定結果を避難住民に伝えるとともに、対策本部にも連絡し、情報共有を図る。

15「その他」の記載

避難作成要領の伝達方法、伝達先や職員間の連絡手段を記載する。また、問い合わせや避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先を記載する。

※避難計画の伝達先、連絡先については、確認し、あらかじめ用意しておくことができる事項である。

15 その他	
避難計画の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて、対象地域に避難作成要領の内容を伝達。広報車、消防車両等の活用。 伝達先として、予め指定している町内会長、自主防災組織の長、民生委員等にFAX等により送付。
避難計画の伝達先	伝達先一覧表による
職員間の連絡先	別添電話番号表一覧
16 緊急時連絡先	
〇〇村災害対策本部	電話： FAX：